

三朝町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三朝町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (供用開始後 37年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用企業 (全部適用)
処理区域内人口密度	20.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	天神川流域下水道に接続
処 理 区 数	1区域 三朝地区		
処 理 場 数	0箇所 ※天神川流域下水道の天神浄化センターに接続		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	将来的な実施について検討中		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	(消費税別)				
		水量	使用料(月額)		
	基本使用料	10 ^m まで	1,550円		
	超過使用料	10 ^m ~50 ^m 51 ^m ~	165円/ ^m 170円/ ^m		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同一体系。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水: 排除汚水量1 ^m につき75円				
条例上の使用料*2 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	3,520円	実質的な使用料*3 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度	3,469円
	令和5年度	3,520円		令和5年度	3,807円
	令和4年度	3,520円		令和4年度	3,744円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人(令和6年度決算統計)
事業運営組織	<pre> graph LR A[建設水道課] --- B[上下水道係] A --- C[町土整備係] A --- D[地籍調査係] </pre> <p>※建設水道課のうち上下水道係が下水道事業を運営</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設設備及び電算処理システムの保守管理等について民間委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	現在、令和10年度以降ウォーターPPPによる官民連携の実施に向け、導入可能性調査等を実施しており、スケールメリット獲得のため流域市町含めた県中部市町の公共下水道等を検討範囲に含めています。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

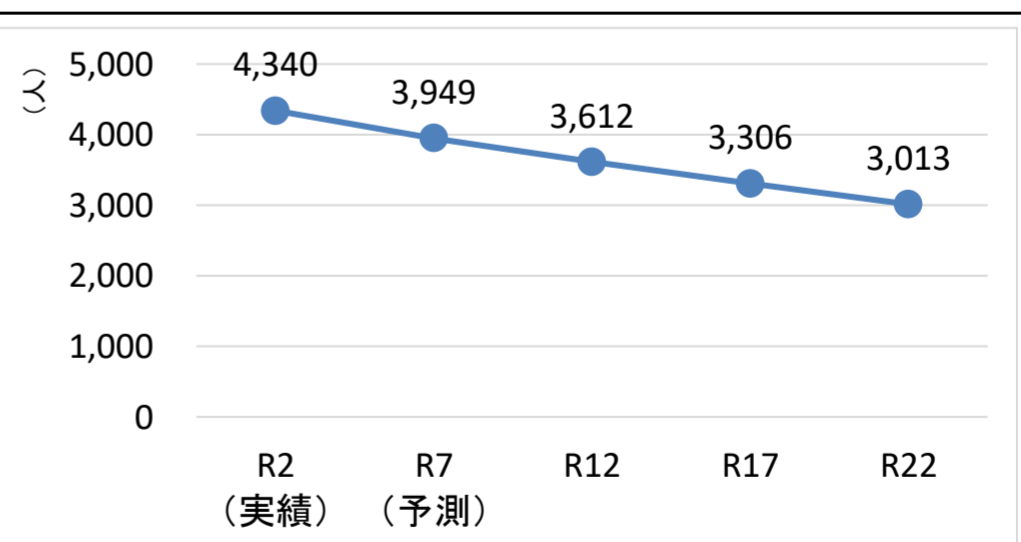
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口については、令和2年度末の処理区域内人口を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口における減少率を乗じることで推計を行いました。

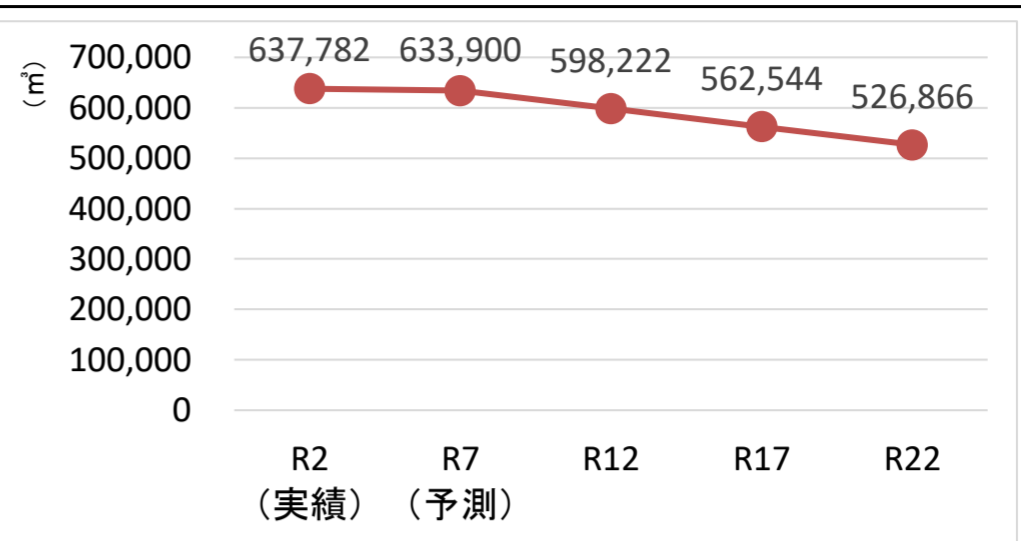
【計算方法】

社人研推計全町人口 ÷ R2国勢調査全町人口 = 減少率
R2年度末処理区域内人口 × 当該年減少率 = 予測値



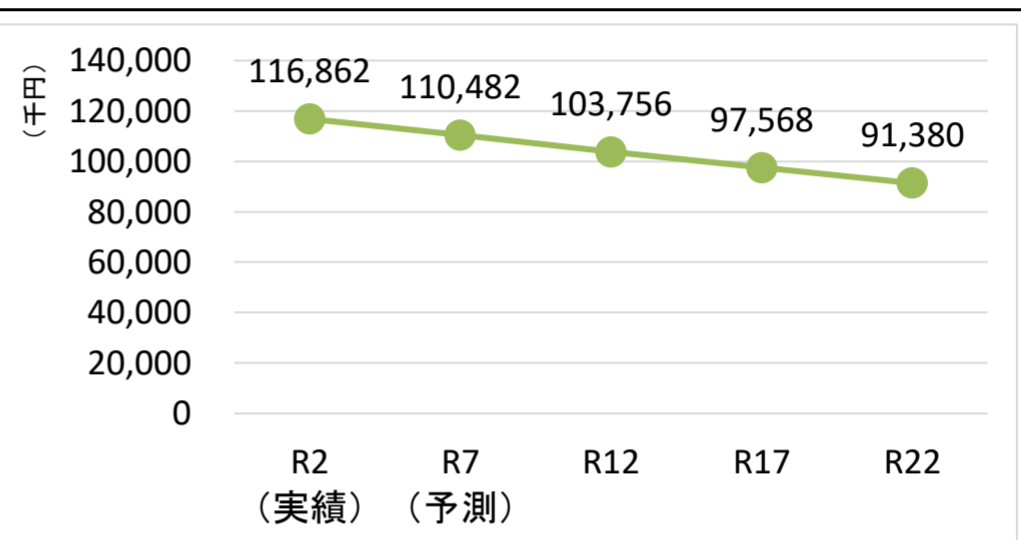
(2) 有収水量の予測

有収水量については、処理区域内人口の減少に伴って減少するものと見込まれます。令和3年度から令和6年度までの有収水量の推移を考慮し、同様の減少率で推移すると想定し推計を行いました。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、令和2年度は決算実績額、令和6年度から令和7年度までは決算見込額で、令和12年度以降は汚水処理単価が現状と同水準で推移すると想定し、(2)の予測有収水量に令和6年度の汚水処理単価実績値を乗じて推計しました。



(4) 施設の見通し

昭和63年の供用開始から30年以上が経過しており、ポンプ場やマンホールポンプ、管渠の老朽化が進んでいます。「三朝町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、適宜調査点検を行うとともに、計画的な修繕・更新を図ることとしています。

(5) 組織の見通し

職員の人事異動を想定し、担当職員が交代しても業務の手順や知識がスムーズに引き継げるよう、適宜業務のマニュアル化や職員間での情報共有を図っていくこととしています。

3. 経営の基本方針

1953年(昭和28年)に発足した三朝町の人口は、1955年(昭和30年)には11,372人でしたが、その後減少を続け、2020年(令和2年)10月時点では6,060人と、1955年時の53%にまで減少しています。国立社会保障・人口問題研究所による今後の本町の人口推計(令和5年)によると、2030年(令和12年)に5,044人、2035年(令和17年)に4,616人、2050年(令和32年)に3,450人にまで減少する見込みとしています。また、人口の減少とともに農家戸数や、三朝町の基幹産業である第三次産業の事業所数も減少しており、経済規模の縮小や税収の減少による住民サービスの低下が懸念される状況となっています。下水道事業についても、人口減少に伴い、水洗便所設置済人口が減少している状況です。人口減少は料金収入の減少につながり、下水道事業運営に直結する大きな問題となります。下水道は地域住民の快適な生活を支える重要な生活インフラであるため、将来世代にわたり持続的で良質な下水道サービスを提供するため、下記の3つの基本方針の下、健全な下水道事業運営に努めます。

■快適な生活の提供

地域住民に安心・快適な生活を提供し、住みよい町づくりに貢献します。

■持続的な下水道サービスの提供

将来世代にわたり、良質な下水道サービスを安定的に提供するため、計画的な施設の維持管理を行います。

■経営基盤の強化

独立採算制が求められる企業体として、業務効率の向上・コスト削減を図り、経営基盤の強化に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	■投資の目標に関する事項 特定環境保全公共下水道事業は、既に整備が完了しているため、計画的な維持管理を行うことを目標とします
---	---	--

建設改良費については、令和12年度までは三朝町流域関連公共下水道事業計画に計上した額とし、同計画の期間外となる令和13年度以降も同等の支出を想定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	■財源の目標に関する事項 一般会計からの繰入金を極力減らすため、従来からの接続率の向上・使用料収納の取組を徹底し、適正な財源の確保に努めます。 ■使用料の見直し及び見直しに関する事項 計画期間中の使用料収入は、人口減少に伴い減少する見込みとしています。特定環境保全公共下水道事業は既に整備が完了しているため、使用料の増加は見込めません。令和6年度時点で経費回収率は100%を超えていますが、今後も指標を維持するためには収入確保の取組を強化するとともに、財政状況に応じて使用料改定を検討する必要があります。 【目標値】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度 (実績)</th> <th>令和12年 度</th> <th>令和17年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率(%)</td> <td>104.57</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>経費回収率(%)</td> <td>110.45</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>水洗化率(%)</td> <td>96.74</td> <td>97.8</td> <td>98.0</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度 (実績)	令和12年 度	令和17年 度	経常収支比率(%)	104.57	100以上	100以上	経費回収率(%)	110.45	100以上	100以上	水洗化率(%)	96.74	97.8	98.0
	令和6年度 (実績)	令和12年 度	令和17年 度															
経常収支比率(%)	104.57	100以上	100以上															
経費回収率(%)	110.45	100以上	100以上															
水洗化率(%)	96.74	97.8	98.0															

建設改良費の財源については、国費と起債を1/2ずつ充当するものと想定して算出しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■職員給与費に関する事項 令和6年度から令和7年度までの職員給与費をもとに、計画期間中の費用を算出しました。 ■動力費に関する事項 令和6年度から令和7年度までの動力費をもとに、年1%の増があるものと見込んで計画期間中の費用を算出しました。 ■薬品費に関する事項 令和6年度から令和7年度までの薬品費をもとに、計画期間中の費用を算出しました。 ■修繕費に関する事項 令和6年度から令和7年度までの修繕費をもとに、年1%の増があるものと見込んで計画期間中の費用を算出しました。 ■委託費に関する事項 令和6年度から令和7年度までの委託費をもとに、年1%の増があるものと見込んで計画期間中の費用を算出しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和5年3月に策定された「鳥取県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、関係市町村と協力しながら、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員の減少による執行体制の脆弱化等の課題に対応するためにハード・ソフトの両面で対策の検討、実施を行っています。 また、これまで各事業者で選定・発注していた財務会計システムの共同調達を図るため、鳥取県内の上下水道事業者で「鳥取県公営企業システム共同化協議会」を設置し、上下水道のDXを推進するとともに調達コストの軽減を図ります。
投資の平準化に関する事項	平成30年度に策定した「三朝町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設運営の効率化や職員の減少による執行体制の脆弱化等の課題解決のために、天神川流域下水道に接続する周辺市町と共同で令和6年度から令和7年度までからウォーターPPPの導入可能性調査を実施しており、事業の詳細なスキームを検討した上で令和10年度以降のウォーターPPPの導入を目指します。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年度時点で経費回収率は100%を超えていますが、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられず、指標の悪化も想定されます。一般会計からの繰入を極力減らし、良質な下水道サービスを提供していくためには、毎年度指標を検証し、経費回収率が100%を下回れば使用料水準と改定の必要性について検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で資産活用による収入増加の取組は行っていませんが、本町の諸条件に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	使用料収納の徹底、水洗化率の向上を図り、適正な財源の確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	①に記載した投資に係る取組を踏まえ、随時コスト削減につながる施策を検討・実施します。
職員給与費に関する事項	業務内容の変化に応じ、職員数の増減を随時検討します。
動力費に関する事項	採算性を念頭に置き、随時コスト削減につながる施策を検討・実施します。
薬品費に関する事項	採算性を念頭に置き、随時コスト削減につながる施策を検討・実施します。
修繕費に関する事項	処理施設・管路施設の老朽化により、今後は修繕費が増加することが見込まれるため、計画的な修繕を行いコストの削減に努めます。
委託費に関する事項	採算性を念頭に置き、業務効率の向上・コスト削減につながる取り組み、委託内容の見直しを随時検討します。
その他の取組	GXの取組として、「三朝町地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、施設・設備の省エネルギー化に向けて全国の動向や導入事例等の情報収集を進め、活用可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、5年ごとを目処に見直し(ローリング)を行います。
---------------------	--

経営比較分析表（令和6年度決算）

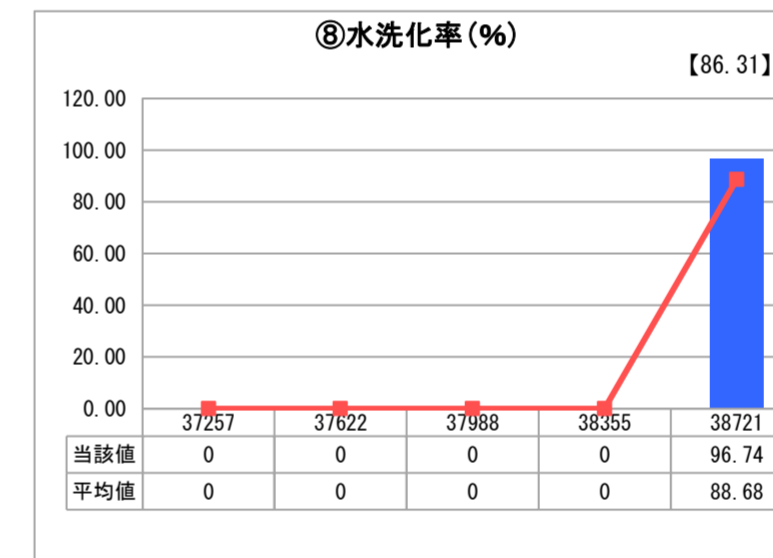
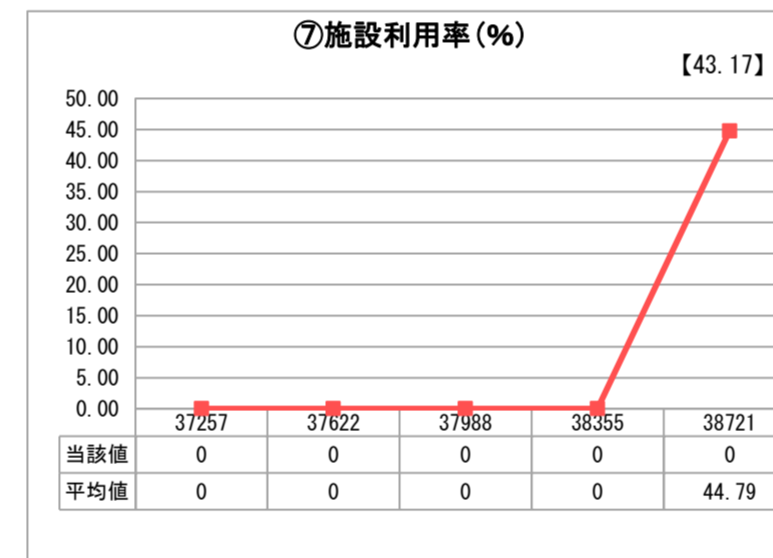
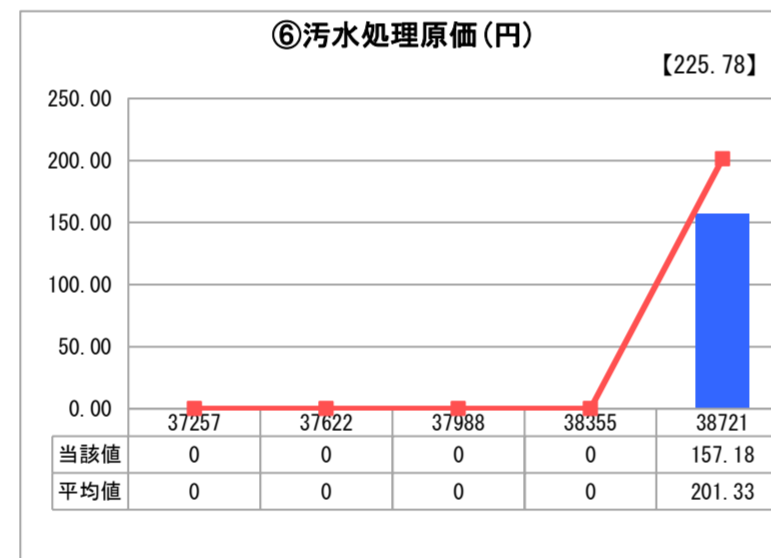
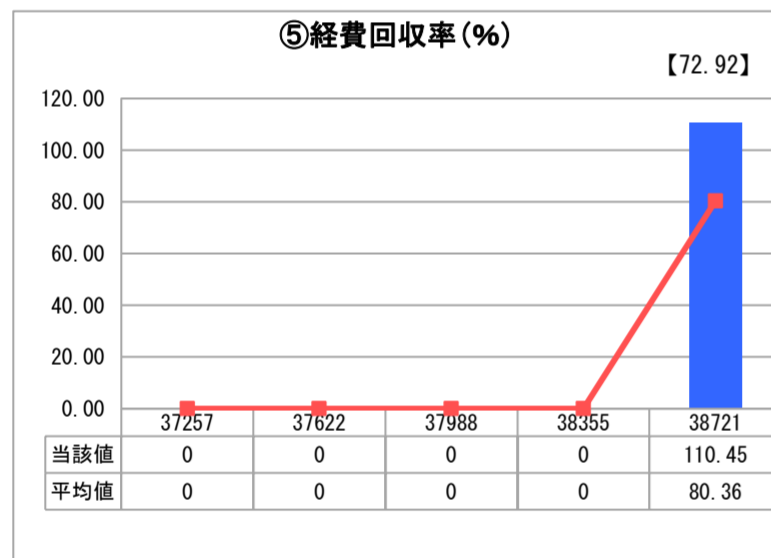
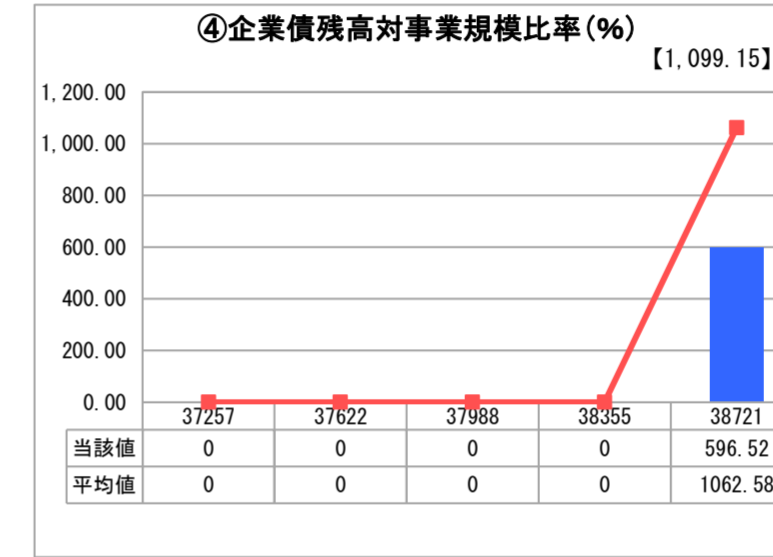
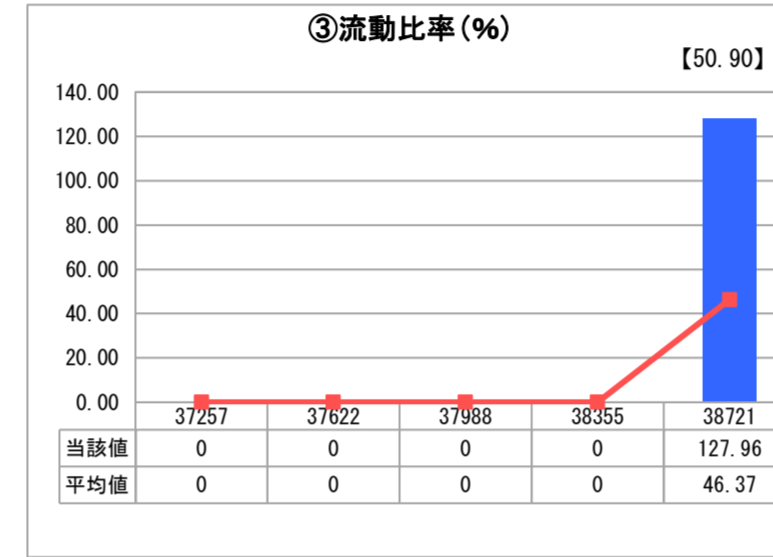
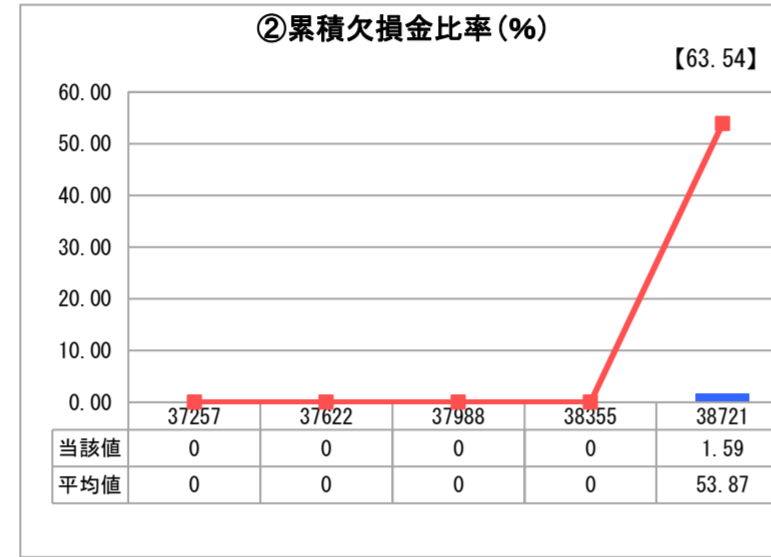
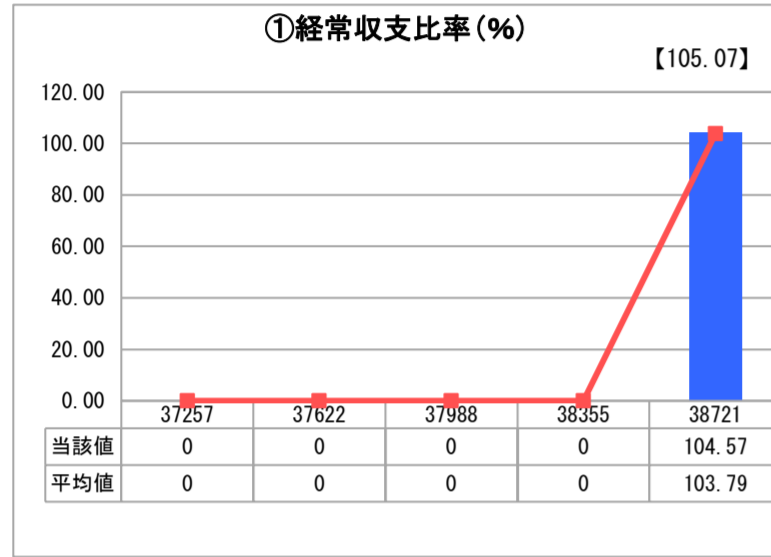
鳥取県 三朝町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	76.05	70.53	95.66	3,520

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,788	233.52	24.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,014	1.92	2,090.63

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度より法適用の公営企業会計に移行したため、本表には法非適用であった令和5年度以前の数値が記載されていない。
法非適用の時期と比較可能な指標では、令和5年度に、公営企業会計移行に伴う基金取り崩しを行い、総収益が一時的に増加したことが見られる。⑤経費回収率は令和5年度の121.13%から減となった。これは、汚水処理費のうち地方債償還金の増や、使用料収入の減によるものである。このほか、④企業債残高対事業規模比率は令和5年度の575.03%から増、⑥汚水処理原価は令和5年度の157.14円からわずかに増、⑧水洗化率は令和5年度の96.71%からわずかな増となっている。

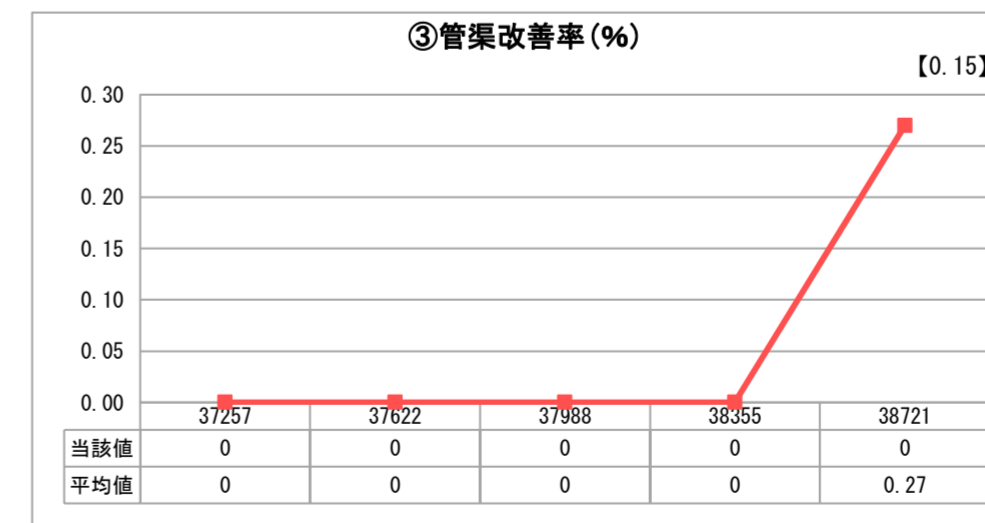
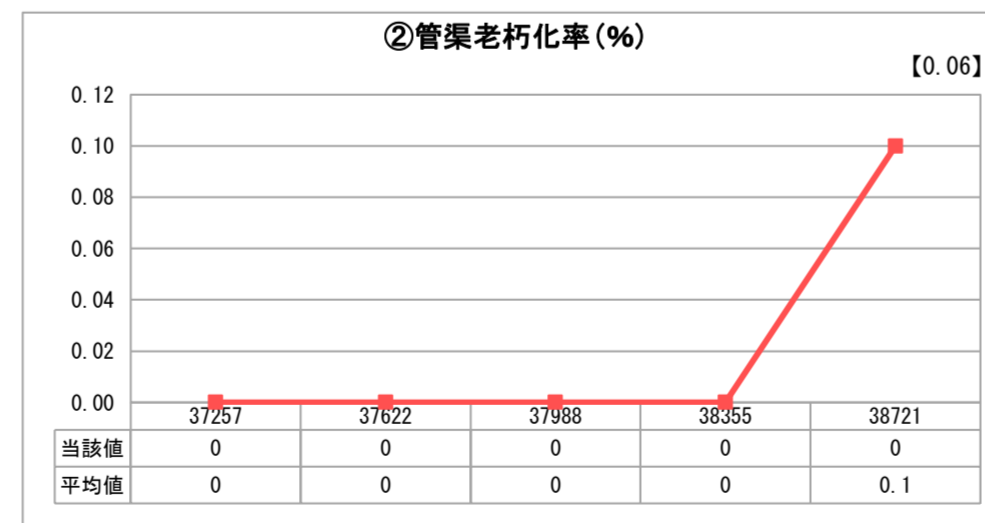
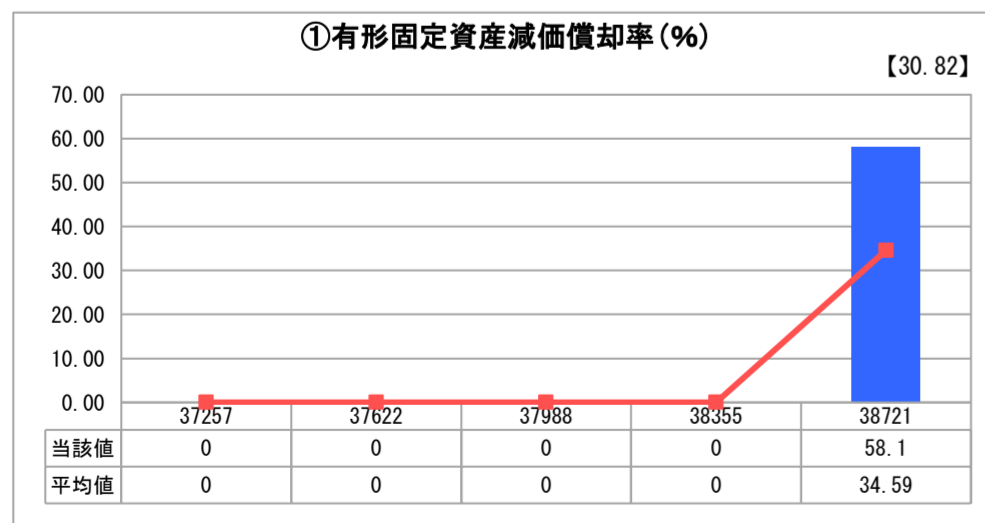
法適用後のみ算出されている指標では、②累積欠損金比率が1.59%生じているが、③流動比率は100%を上回っており、概ね良好な数値となっている。

人口減少や上水道の節水対策による処理量の減に伴い、処理水量、料金収入ともに減少しており、今後の施設改良時に処理人口を考慮し検討することとしている。現時点では良好な経営状態を維持しているが、引き続き施設の老朽化対策や経費の見直しなど費用面の削減や徴収強化を進める一方で、燃料価格の高騰、物価の高騰が続く状況を踏まえて、料金設定・料金体系についても見直しの検討が必要となっている。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は平均値を大きく上回っており、今後の施設更新や維持管理コストの増大を考慮する必要がある。こうしたコストの平準化や、事故の発生、機能停止を防ぐため、令和4年度に三朝町下水道ストックマネジメント計画を更新策定した。この計画に基づき、管渠はもとより施設についても更新を進めることとしている。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営環境が厳しさを増す中で、長期的かつ安定した経営基盤を確立することが必要となっている。

- ①人口が減少傾向にある中、安定した料金収入を確保するため、徴収率向上に加え料金体系の見直しを図る。
- ②三朝町下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽施設の更新整備を進める。
- ③外部委託による維持管理費の抑制など、経費の削減についても検討を行う。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	56,300	20,200	65,000	33,500	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	100,929	98,834	97,306	95,613	102,157	97,099	81,942	64,963	54,965	44,888	43,371	36,723
	3. 他会計補助金	10,435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	39,478	11,349	65,000	33,500	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	11,381	53,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	1,302	1,012	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計 (A)	219,825	185,095	228,306	163,613	153,157	148,099	132,942	115,963	105,965	95,888	94,371	87,723
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	219,825	185,095	228,306	163,613	153,157	148,099	132,942	115,963	105,965	95,888	94,371	87,723
	資本的支出	1. 建設改良費	124,202	79,501	130,000	67,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち職員給与費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金		100,929	98,834	97,306	95,613	102,157	97,099	81,942	64,963	54,965	44,888	43,371	36,723
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	225,131	178,335	227,306	162,613	152,157	147,099	131,942	114,963	104,965	94,888	93,371	86,723	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	5,306	△ 6,760	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	5,306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	△ 6,760	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	664,792	565,957	533,651	471,538	394,381	322,282	265,340	225,377	195,412	175,524	157,153	145,430	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		17,373	7,494	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	うち基準内繰入金	4,835	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	12,538	7,494	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
資本的収支分		111,364	98,834	97,306	95,613	102,157	97,099	81,942	64,963	54,965	44,888	43,371	36,723
	うち基準内繰入金	11,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	99,962	98,834	97,306	95,613	102,157	97,099	81,942	64,963	54,965	44,888	43,371	36,723
合 計	128,737	106,328	109,306	107,613	114,157	109,099	93,942	76,963	66,965	56,888	55,371	48,723	

原価計算表

供用開始年月日 昭和 63 年 4 月 14 日
 処理区域内人口 4,014人
 計算期間 令和8年度～令和10年度
 (3年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 111,290	千円 107,468	千円	千円 107,468
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	155	100		100
合 計	111,445	107,568	0	107,568

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	給 料	千円	千円	千円
	人件費			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	3,025	2,329	2,329
	材 料 費	889	1,008	1,008
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
そ の 他	1,903	1,429	1,429	
小 計	5,817	4,766	0	4,766
ポンプ場費	給 料			0
	人件費			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	1,970	2,030	2,030
	修 繕 費	123	95	95
	材 料 費	2	2	2
	薬 品 費	0	0	0
委 託 料	2,260	2,300	2,300	
そ の 他	329	247	247	
小 計	4,684	4,674	0	4,674
一般管理費	給 料	8,403	6,793	6,793
	人件費			
	諸 手 当	5,082	2,421	2,421
	福 利 費	2,332	2,150	2,150
	流域下水道管理運営費負担金	58,314	58,000	58,000
	委 託 料	1,330	1,300	1,300
そ の 他	2,859	2,147	2,147	
小 計	78,320	72,811	0	72,811
資本費	支 払 利 息	7,302	4,643	4,643
	減 価 償 却 費	74,013	76,000	76,000
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計	81,315	80,643	0	80,643
合 計 (Y)	170,136	162,895	0	162,895

資 産 維 持 費 (Z)	179,062
使用料対象経費(Y)+(Z)	341,957

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.31

<使用料水準についての説明>

資産維持費については、償却資産額の3%を計上しました。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。